

修了評価の方法

○筆記試験	
評価方法	<p>【出題範囲】</p> <p>2 介護における尊厳の保持・自立支援」から「9 ころとからだのしくみと生活支援技術」としてキスト第1分冊14ページから第4分冊241ページまでとする。</p> <p>【出題形式】</p> <p>全て四肢択一形式</p> <p>【出題数(配点)及び試験時間】</p> <p>2 介護における尊厳の保持・自立支援」…3問(9点)</p> <p>3 介護の基本」…5問(15点)</p> <p>4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携」…6問(18点)</p> <p>5 介護におけるコミュニケーション技術」…3問(9点)</p> <p>6 老化の理解」…3問(9点)</p> <p>7 認知症の理解」…6問(18点)</p> <p>8 障害の理解」…4問(12点)</p> <p>9 ころとからだのしくみと生活支援技術」…3問(6点)</p> <p>その他「事例問題」…2事例…2問(4点)</p> <p>合計 35問(100点)、60分</p> <p>評価の基準については以下のように定め、B以上を合格の基準を満たした者とする。 A=80点以上、B=70~79点、C=60~69点、D=60点未満</p>
○演習	
評価方法	<p>9 ころとからだのしくみと生活支援技術」を①整容、②移動・移乗、③食事、④入浴・清潔保持、⑤排泄、⑥睡眠、⑦総合の項目に分け、それぞれの項目について各手順について定めた「技術演習評価チェックリスト」を用い講師が評価する。また、9 ころとからだのしくみと生活支援技術」以外の科目における演習の習得度合についても、講師が適宜チェックを行う。</p> <p>評価の基準については以下のように定め、B以上の者を合格の基準を満たした者とする。 A=基本的な介護(介助)が的確にできる。 B=基本的な介護(介助)が概ねできる。 C=技術が不十分 D=全くできない</p>
○実習	
評価方法	該当なし
◎最終評価	
評価方法	<p>以下のすべてを満たした場合、認定基準に達したものとする。</p> <p>○筆記試験:70点以上</p> <p>○演習:評価の基準については以下のように定め、各チェックリストについてB以上の者を合格の基準を満たした者とする。B以上の評価が認められるまで講師が繰り返し演習を行うことで演習を修了させる。 A=基本的な介護(介助)が的確にできる。 B=基本的な介護(介助)が概ねできる。 C=技術が不十分 D=全くできない</p>

基準に満たない場合の取扱い

【結果の通知方法】

修了考査の結果については、即日、受講者全員に(郵送にて個別)通知する。

B判定(=70点)の合格基準に満たない者については、補講を実施する。時間等については訓練生の状況を鑑みて講師が適宜判断する。得点状況から理解が低いと思われる分野、得点状況の低い分野から優先的に補講を実施し、各科目・分野の到達目標をクリアできるよう、ポイントを理解させる。補講料は1時間につき¥3,000とする。なお、やむを得ず講師による対面にて行うことができない場合においては講義・演習の状況を録画したビデオ等の映像記録を視聴させ、補講の代替とすることもある。

【再試験の実施方法及び評価方法】

上記の補講を行った上で、別途作成した類似する内容での再試験を別日に実施する。再試験料は¥5,000とする。

70点以上の得点者を修了試験の合格を満したものと評価する。

※筆記試験の評価方法は、出題範囲、出題形式、出題数(配点)及び試験時間を記載すること。

※演習及び実習(実施する場合)の評価方法は、各事業者において適宜定める方法を記載すること。

※最終評価は、総合評価(認定基準:7割以上)の判定基準を記載すること。

※基準に満たない場合の取扱いは、結果の通知方法、再試験の実施方法及び評価方法について詳細を記載すること。